

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年1月29日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総業第351号
平成28年1月28日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 村尾伊佐夫様
同 森茂樹様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 8. 公益財団法人千葉市教育振興財団及び生涯学習振興課に係る外部監査の結果

4. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 理事職と事務職の兼務等について【教育振興財団】（報告書 P245）</p> <p>事務局長の休暇や欠勤、時間外勤務等の決裁事項について、専決者は常務理事とされているものの、常務理事は事務局長との兼務となっていることから、自己決裁を容認する状況となっていた。財団によれば、事務局長である常務理事が休暇等を取得する場合には理事長の承認を得ているということであったが、実際の運用が決裁規程と異なるのであれば、決裁者を理事長にする等の見直しを図られたい。</p>	<p>常務理事と事務局長の兼務については、実際の運用のとおり、休暇等の承認は、理事長が行うこととし、教育振興財団の決裁規程を改正し、平成27年4月1日から施行した。</p>

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II-9. 公益社団法人千葉県観光協会及び集客観光課に係る外部監査の結果

5. 財務諸表項目及び表示の監査結果について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 固定資産の減価償却について【観光協会】（報告書 P267）</p> <p>耐用年数が経過している固定資産について残存価額を取得価額の95%としている。しかし、平成19年度税制改正において、減価償却における償却限度額、残存簿価は、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、減価償却累計額が取得価額の95%に到達した事業年度の翌事業年度以後において、残存簿価1円となるまで5年間で均等償却できるように改正されている。また、平成19年4月1日以降に取得をされた減価償却については、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存簿価が廃止され、耐用年数経過時点に残存簿価1円まで償却できるように改正されている。</p> <p>平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の期末残高については、平成26年度以降5年間で償却し、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については平成26年度に残存簿価1円まで償却するように改善されたい。</p>	<p>耐用年数が経過している固定資産の減価償却については、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産は平成26年度以降5年間で償却することとし、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産は平成26年度に残存簿価1円まで償却した。</p>